

割引運賃についてのご案内

瀬峡ウォータージェット船

- ・ 幼児・児童の運賃について

小学生(6歳から12歳)までのお子さまにつきましては、小児運賃が適用されます。
小児運賃は大人運賃の半額(10円単位で切り上げ)となります。
小学生未満のお子さまにつきましても、座席を占有される場合は小児運賃が必要となります。

- ・ 障がい者手帳をお持ちの方

(旅客運賃：50%引き) ※乗船券購入時に窓口にてご提示ください。

◎身体障がい者福祉法第15条第4項の規定により、身体障がい者手帳の交付を受けている方、もしくは都道府県知事(政令指定都市にあっては、市長)の発行する知的障がい者の療育手帳の交付を受けている方、又は精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方が、その手帳をご提示された場合。

◎児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている方が、その保護施設の長が発行する所定の運賃割引証をご提示された場合。

◎介護人・付添人については、手帳に記載がある場合または弊社において必要と認められた場合。

※10円未満の端数は10円単位に切り上げ。

※他の割引運賃との重複適用はいたしません。